

『河海抄』と中世の歴史認識

吉森 佳奈子

1

『源氏物語』が歴史のなかに生き続けてきたということは、同じ一つのものであったということではない。意味を更新して生きてきたのであり、現在のわたしたちが持っているのは別の『源氏物語』があったということではないか。

中世後期、十四世紀後半に成立した『河海抄』（四辻善成著）においてその問題を見たい。知られるように、年代的に早い『源氏物語』全巻注釈として特筆される存在であるが、わたしたちの『源氏物語』とは別の『源氏物語』を成り立たせるものとして問うべきではないか。

近代以降の、『河海抄』への注目は、大きく二つの方向があった。

その一つは准拠（準拠）論と呼ばれる研究である。『河海抄』の挙げる歴史的事実は、作者がそれを意識し、物語がそれに準じて描かれていることを示したものと見る説である（注1）。その二は、所引文献（現在は題名のみ知られ、失われているものもある）について、「文献学の宝庫」（注2）として注目するものである。

所謂准拠（準拠）論の立場は、「首巻桐壺の巻で明瞭に、誤る余地なく、また以後の重要な時点でも一貫して、具体的な歴史的事実を標榜してきたのは、肝腎などころで歴史を超えるためであった。準拠をあれだけやかましく取り用いてきたのは、ここと思うところで準拠はなれがしたかったからである。そこに作者のしんに独創の刃を振うところが拓けていたのだ。」（注3）というような主張に端的に窺われる。『源氏物語』以前の史実と対応する物語の部分に

ついで准拠（準拠）を言い、対応しない部分については歴史離れを指摘する。そうした准拠（準拠）論は、かえって『河海抄』の「准拠」が作者の方法を言うものではなかったことをあらわし出しているのではないか。

また、文献学的研究では、所引の文献について、『河海抄』が何に依拠したかということが、具体的に問われていない。それらは実際には、中世においては通常のこととして、間接的な引用である場合が少なくない。ことは、中世の問題として、『河海抄』が生きた時代の知或いは教養の枠組みの問題——そこにおいて『河海抄』は『源氏物語』を成り立たせる——として、問うべきなのである。そのような、出典論的認識によつては捉えられないものであるという問題に、充分に自覚的であったとは言いがたい。無条件に文献学的な方向から扱ひ得るものであるかということが明確に意識されないままにきたのが、近代以降の「文献学の宝庫」としての『河海抄』ではなかったか。

いずれも、『源氏物語』を成り立たせるものとして『河海抄』を、トータルなかたちで捉えようとするものではなかったといわねばならぬ。

そうした従来の研究への批判とともに、『河海抄』が成り立たせた『源氏物語』とそのゆくえについて問いたい。それは、『享受史』

とか、「流布」、「研究史」ということは異なり、近代以降の、わたしたちにとつての『源氏物語』を問い返すことでもある。

2

『河海抄』に特徴的なこととして、多くの事例の列挙（注4）、特に、その注が多く歴史記述によつて構成されている点を指摘することができる。さまざまな史実や文献を挙げているだけのようにも見える『河海抄』は、その、例の列挙によつて『源氏物語』に息を吹きこむ。

『河海抄』の挙げる史実は、『源氏物語』以後にも及んでおり、また、史上に例が見出し難い場合に、例の側を動かす態度が認められた（注5）。このことは、そこに挙げられている例を、従来の研究で指摘されているような、作者の方法をあらわしたものとしてではなく、『河海抄』の『源氏物語』を、例の列挙の中に立ち現れるようなものとして捉えることをもとめる。端的に、『河海抄』があらわし出すものは、中世において成り立つ『源氏物語』、そこに生きてあった『源氏物語』であるという点で、中世の教養の枠組みの問題に繋がるのではないかと考える。『河海抄』は、中世期の知の集約を通じて立ち現れている『源氏物語』が、目に見える場となつ

ているということである(注6)。

そうした中世の問題について、更に考え進めようとするとき、注目されるのが、年代記或いは皇代記の存在である。

年代記或いは皇代記については、『国史大辞典』の、「年代記」、「皇代記」の項に示されてあることが、一応スタンダードな認識かと思われるが(注7)、より広く捉える必要があるのではないか。

通常は年代記或いは皇代記に含めない、『帝王編年記』、『水鏡』のようなものや、『海東諸国紀』に、「日本国紀」として取りこまれているもの、『塵荆鈔』巻六、巻七にまとまって見られ、他の巻にも散見するものや(注8)、『古今集』の注釈書類等に見られる年代記或いは皇代記の記事まで含めるべきだ。現段階では、その影響関係や前後関係等を明確に描くことはできないものの、年代記或いは皇代記を、中世の歴史認識、世界認識をつくるものとして、その全体状況として、捉える必要がある(注9)。

『河海抄』が載せる史上の例は、多く年代記或いは皇代記に依拠し、それらと同じ平面上にあると考えられるが(注10)、更に、『河海抄』の歴史認識がどのような中世的状況に根ざすかということが問われる。

### 3

具体的に、葵巻で、六条御息所女(後の秋好中宮)が齋宮に卜定され、光源氏とのあいだを断念するために、娘とともに伊勢に下向することを思いついた六条御息所が、迷い、悩む場面、

かの六条御息所の御腹の前坊の姫宮、齋宮にのみたまひにしかば、  
大将の御心ばへもいと頼もしげなきを、幼き御ありさまのうしろめたさにことつけて下りやしなまし、とかねてより思しけり。

(注11)

に関する注を例として取り上げる。

#### 『河海抄』

前坊のひめ宮齋宮にみ給にしかは

崇神天皇六年以天照太神託歛入姫祭於倭笠縫邑

以大国魂神託淳名城入姫令祭

垂仁天皇廿五年「丙辰」三月依神宮御託宣奉祝伊勢国五十鈴

川上以第二皇子倭姫命着御祭給是齋宮始也景行天皇廿年庚

寅令皇女奉仕天照太神宮

延喜神事式曰凡天皇即位者定伊勢太神宮齋王仍簡内親王未嫁

者卜之若無内親王依世次簡諸女王卜之(注12)

『日本書紀』には次のようにある。

崇神天皇条

故以天照大神、託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑。(注13)

垂仁天皇条

三月丁亥朔丙申、離天照大神於豐稻入姬命。託于倭姬命。愛

倭姬命求鎮坐大神之处、而詣菟田篠幡。「篠、此云佐佐。」

更遷之入近江国、東廻美濃、到伊勢国。時天照大神誨倭姬命

曰、是神風伊勢国、則常世之浪重浪帰国也。傍国可怜国也。

欲居是国。故随大神教、其祠立伊勢国。因興齋官于五十鈴川

上。是謂磯宮。(注14)

景行天皇条

廿年春二月辛巳朔日甲申、遣五百野皇女、令祭天照大神。(注

15)

『日本書紀』そのものに依つたならば、「是齋官始」、「第二皇子女

という要素は見えない筈であるが、事柄をその起源において捉え出

そうとすることは、年代記或いは皇代記にしばしば見られる文脈で、

『河海抄』にも共有されていた。以下、その記事を列挙的に挙げる

(年代記或いは皇代記の性格上、原型成立後の書き継ぎが推測され

るが、便宜的に、最終記事年次が古い順とした)。

『水鏡』

一十代 崇神天皇：六年ト申シニ。齋官始メテ立給ヘリシ也。

(注16)

京大本『古今集注』

天照大神「日神」

此神は、伊弉諾伊弉冉尊二男也。日神と申き。人王十一代垂仁

天王二十五年「丙辰」伊勢国五十鈴川上自天降下、宮居し給と

云々。すなはち、垂仁天皇第三女倭姬立齋宮とあり。(注17)

『帝王編年記』

(崇神天皇)六年己丑。天照太神。倭大国魂二神。並祭於天皇

大殿之内。然畏其神勢。共住不安。故以天照太神。託豐鍬入姬

命。祭於倭笠縫邑。亦以大国魂神。託淳名城入姬命令祭。然淳

名城入姬髮落体瘦不能祭。…

(垂仁天皇)二十五年丙辰春三月。倭姬命「第二皇女。」求鎮

坐天照太神之处而詣菟田篠幡。更遷之入近江国。東廻美濃国到

伊勢国。時天照太神誨倭姬命曰。是神風伊勢国。則常世之浪重

浪帰国也。傍国可怜国也。欲居是国。故随大神教。其祠立於伊

勢国。因興齋官于五十鈴河上。是謂磯宮。則天照太神始自天降

之处也。(注18)

『仁寿鏡』

(崇神天皇) 六。祭天照大神於笠縫邑齋宮始。：

(垂仁天皇) 二十五。倭姬命始為齋宮。崇神天皇女伊勢大神宮

始。(注19)

『中歷』

垂仁天皇五十年、始太神宮并齋宮云々、以倭姬命初為齋宮云々、

又景行天皇廿年、以五百野皇女始令祭天照太神也。〔垂仁廿五年

三月、依天照太神託、奉立其社於五十鈴河上以第二皇女奉祠之〕

(注20)

『塵荆鈔』

日本紀ニ見ヘ侍ルハ、垂仁天皇二十五年三月朔日、倭姬命天照

太神ヲ鎮メマイラセン処ヲ求メ、兔田篠幡ニ詣デ、更ニ返テ近

江国ヨリ美濃ヲ廻リ、伊勢国ニ至ル。：齋宮ヲ五十鈴川上ニ興

ス。是ヲ磯宮ト云。則太神始テ天ヨリ降給処ト云ヘリ。：

：仍皇女奏シテ妃宮一人下シ奉リ尊神ニ奉ラル。齋宮ト申也。

皇女ハ岩隠シ玉ヘリ。又曰、垂仁天皇勅宣スラク、自今已後之

天子、女子一人、齋内親王ト定ベシト云々。(注21)

『皇代曆』(『歷代皇紀』)

(崇神天皇) 豐畝入姬命 天皇第三子 天照大神奉祭天王大殿

内神勢共住不安仍以豐畝入姬奉託令祭倭国笠縫村云々伊勢齋王

始也。：

(垂仁天皇) 或云此時太神宮始テ伊勢国鈴川上崇依託宣也齋王

ヲ始也(注22)

『如是院年代記』

垂仁天皇

丁巳二十六 十月甲子天照太神伊勢国度会郡五十鈴川上為宮

所。天皇第二女充齋宮。(注23)

『皇代記 付年代記』

(景行天皇) 遣五百野皇女令祭天照太神齋内親王供奉始也。(注

24)

『日本書紀』には見られない「始(初)」、「第二皇子女」という

要素に注目して整理すると、次のように一覽化できる。

『水鏡』	第二皇子女	○ (*1)	始(初)
京大本『古今集注』	○ (*2)	×	
『帝王編年記』	○	×	
『仁寿鏡』	×	○ (*1)	
『二中歴』	○	○	
『塵荆鈔』	×	○ (*3)	
『皇代曆』(『歴代皇紀』)	○	○	
『如是院年代記』	○	×	

\*1 「始」とあるが、崇神天皇代のこととしている。

\*2 垂仁皇女倭姫が、「第二皇子女」ではなく「三女」となっている。

\*3 「始」字はないが、「斎宮ヲ五十鈴川上ニ興ス」、「自今已後之天子」のような言いまわしが見られる。

但し、どの天皇代のこととされているか等、異なる方向から見た場合、これら年代記或いは皇代記のあいだで、また別の一致不一致があらわし出されてくる筈である。

また、それとは別に、所謂逸年号或いは私年号の存在に注目して調査した場合、記述の類似という点では『河海抄』と近しいと推測された年代記或いは皇代記が、逸年号、私年号においては『河海抄』と距離が認められる等、記述の類似という点からはあらわし出されなかつた問題がそこにはある。年代記或いは皇代記を、個々の記事のあいだの相違に注目するだけでなく、一つの状況として捉える必要があると考ええる。『河海抄』が『源氏物語』を成り立たせていたのは、そのような、中世的状況としての年代記、皇代記に依拠することによってであった。

留意したいのは、これら年代記或いは皇代記に認められる三国的世界認識である。わかりやすい例としては、『仁寿鏡』、『仏法和漢年代曆』、『興福寺略年代記』、『如是院年代記』等、三国対照型、年表型のもは、天竺、震旦、本朝が一覧できるようなかたちで構成されており、よく知られている『帝王編年記』にもそのような認識が見られる。それが、世界認識として、『今昔物語集』や『三国伝記』等中世期の説話集の構成に通じる問題であることは指摘するまでもない。中世の知の集約点にある認識とすることができるのである。

正史断絶後の再編であるという点で、年代記、皇代記は「日本紀」の再生産であり、それらを通して構成された歴史認識、世界認識が中世を貫いている。『河海抄』もまた、それらを史実化のベースとして、『源氏物語』を成り立たせる。年代記或いは皇代記から『河海抄』を見る方向を持つことで、中世における知の、一つの現場があらわし出される筈だ。『河海抄』の、『源氏物語』の成り立たせ方を、中世思想的な問題として問い直す必要がある。

4

賀茂真淵『源氏物語新釈』が、個々の注において、「或抄」の説

として『河海抄』の「日本紀」を引き、記事の内容が『日本書紀』と合致しないこと、『日本書紀』に見られない語が挙げられていること等についてこれを批判していることに注目される。今、一例だけ挙げると、桐壺巻、亡くなった桐壺更衣を人々が回顧する場面、さまざま御もてなしゆゑこそ、すげなうそねみたまひしか、人柄のあはれに情ありし御心を、上の女房なども恋ひしのびあり。(注25)

の、「すげなう」について、『河海抄』が、『河海抄』

すげなう

無人望「日本紀」(注26)

と注していることについて、『源氏物語新釈』は次のように言う。

『源氏物語新釈』

すげなう

因所気の無をよとかを略しいふ也、万葉十七家持の鷹の放れうせたるをよめる歌、こゝろにはゆるふ事なく須加の山須可なくのみや恋わたるなん、因所無也、或説に日本紀に無人望とてすげなしと訓たるといふは偽也、紀にさる字を訓したる事なし(注27)

『源氏物語新釈』の指摘のように、この例は、確かに、『日本書

紀』に見られない語を「日本紀」として『河海抄』が引いたものである。『源氏物語新釈』にとつて、『日本書紀』に見られない語が「日本紀」として引かれていれば批判的に指摘され、「日本紀」の内容が『日本書紀』と合わなければそれは「誤り」なのである。このことは、中世のような「日本紀」の意味が失われたこと、再編テキストの広がりや「日本紀」として意味を持っていた中世的な状況から訣別しようとしている(注28)。

以後、近世期には、『源氏物語』は、例えば、「もののおはれ」のような倫理の問題となつてゆき(注29)、彼らの世界や歴史を確認するための知の集約の場として成り立っていた中世の『源氏物語』は終る。『河海抄』と、そのゆくえは、中世の思想的な枠組みがあらわれる場とも言えるのである。

#### 注

- 1 玉上琢弥『源氏物語研究 源氏物語評釈別巻一』(一九六六年 角川書店)、清水好子『源氏物語論』(一九六六年 塙書房)、同『源氏物語の文体と方法』(一九八〇年 東京大学出版会)等。
- 2 『源氏物語事典』『注釈書解題』『河海抄』の項(東京堂出版

刊)合本『源氏物語事典』。大津有一執筆)。実際に、例えば『国書逸文』(『新訂増補 国書逸文』和田英松纂輯 森克己校訂 国書逸文研究会編 一九九七年 国書刊行会)は、少なくとも文献を『河海抄』の記事から引いている。

- 3 清水好子『源氏物語における準拠』(『源氏物語の文体と方法』一九八〇年 東京大学出版会)。

- 4 それらは、何故『源氏物語』理解のために必要なか、近代以降のわたしたちには、わかりにくくなっているものも少なくないことが、しばしば指摘される。島崎健『河海抄の方法——かしこには——』(『国語国文』一九七四年一〇月)等。

- 5 拙論『河海抄』の『源氏物語』(『国語と国文学』一九九五年六月)、同『河海抄』の光源氏(『国語国文』一九九六年二月)。

- 6 拙論『河海抄』と説話(『国語と国文学』二〇〇一年五月)。

- 7 吉川弘文館刊『国史大辞典』。「年代記」は益田宗執筆、「皇代記」は石上英一執筆。なお、平田俊春『神皇正統記の基礎的研究』(一九七九年 雄山閣出版)は、今の問題認識にとつて意味を持つ研究である。

- 8 『塵荊鈔』に見られる年代記或いは皇代記の記事が、一種類のものであるかについては、今後の問題としたい。



9 しかし一方で、六国史までも年代記とするような見解が示されてもいるが（山下哲郎『軍記物語と年代記——『平家物語』との関連を中心に——』駒沢大学文学部国文学研究室『駒沢国文』第三五号、一九九八年二月）、正史中斷後の、その再編、増幅として、年代記或いは皇代記を捉えるべきだと考える。

10 『河海抄』がどのような歴史記述に依拠したかについては、その『日本紀』の引用に注目し、拙論『河海抄』の『日本紀』（『国語と国文学』一九九九年七月）、同『日本紀』による和語注釈の方法」（東京大学大学院総合文化研究科超域文化科学専攻『超域文化科学紀要』第五号、二〇〇〇年七月）等で考察した。『河海抄』の『日本紀』の引用の検討を通して、新たな年代記或いは皇代記の作りなしとも言えるような、『源氏物語』の先例化、規範化の実際について見ることが出来る。始源的なものへ史実を求心させてゆき、その中に『源氏物語』をおくのである。それが、『河海抄』が意味を見出し、成り立たせた『源氏物語』であり、その意味で、近代以降の「文学」としてなされたのとは異なる『源氏物語』の古典化であった。

11 小学館刊新編日本古典文学全集『源氏物語』葵巻。  
 12 八木書店刊天理図書館善本叢書『河海抄 伝一条兼良自筆本』葵巻。

13 岩波書店刊日本古典文学大系『日本書紀』崇神天皇。  
 14 注①先掲書、垂仁天皇。  
 15 注②先掲書、景行天皇。  
 16 『水鏡』（吉川弘文館刊新訂増補国史大系二卷上『水鏡』流布本水鏡 大鏡）。流布本も同様。  
 17 臨川書店刊京都大学国語国文学資料叢書四八『古今集註』京都大学蔵』。  
 18 『帝王編年記』（吉川弘文館刊新訂増補国史大系第一二巻新装版『扶桑略記 帝王編年記』）。  
 19 『仁寿鏡』（統群書類従第一九輯上雑部）。  
 20 『中歴』、『女院歴 齋宮』（臨川書店刊改定史籍集覽 復刻版 第二三冊 新加纂録類）。  
 21 古典文庫刊『塵荊鈔』。  
 22 『皇代曆』（『歴代皇紀』）（臨川書店刊改定史籍集覽 復刻版 第一八冊 新加通記類）。  
 23 『如是院年代記』（新考群書類従第二十巻）。  
 24 神道大系 神宮編二『皇代記 付年代記』。  
 25 注②先掲載書、桐壺巻。  
 26 『河海抄』（角川書店刊『紫明抄 河海抄』。底本は、天理図書館蔵、文祿五年書写記本）桐壺巻。ここで、『日本紀』と、

出典を記すのは、文禄五年書写記本で、伝一条兼良自筆本には見られない。但し、別の箇所で、「無人望」を「日本紀」とする例が、伝兼良自筆本にも見られ、ここも同様と見做す。詳細については、注10先掲論文参照。

27 『源氏物語新釈』（統群書類従完成会刊『賀茂真淵全集』第

一三卷）桐壺卷。

28 因に、『源氏物語新釈』で、『河海抄』を批判的に引く場合にこれを「或抄」と、はっきりと指示して呼ばない傾向が認められることは、『源氏物語』注釈史を通して、『河海抄』がどのような存在であったかを窺わせる。本居宣長『源氏物語玉の小櫛』「注釈」の項に、

ちうさくは、河海抄を第一の物なる、それよりさきにも、これかれとあれども、ひろからずくはしからざるを、かの抄は、やまともろこし、儒仏のもろもろの書どもを、ひろく考へいだして、何事も、をさをさのこれくるまなく、解あきらめられたり、さては花鳥余情あり、河海の誤れるところをわきまへ、もれたる事どもを考へくはへなど、すべてたよりとなることとおほし、此二つの抄は、かならず見ではかなはぬもの也、但し誤もいとおほく、語の注などには、殊にひがことのみおほくして、用ひがたし、其後弄花抄細流あり、河海花

鳥の誤をたゞし、かれこれと考へくはへられたり、さて又明星抄孟津抄岷江入楚万水一鷺湖月抄など、なほくさぐさ頭書や何やと多かり、皆さきさきの抄どもを引出て、さしもことなることなく、かゝすこしつゝかはれるのみ也、其中に、今世中にあまなく用ふるは、湖月抄也、(『源氏物語玉の小櫛』。筑摩書房刊『本居宣長全集』第四卷。『紫文要領』「注釈の事」にも同様の見解が見られる。)

と、言説化されているが、『河海抄』を、注釈書の「第一の物」として、「必ず見ではかなはぬもの」としながら、一方で「用ひがたし」とするのである。『源氏物語新釈』の態度もそのような中であつたと見ることができる。

29 百川敬仁『内なる宣長』（一九八七年 東京大学出版会）。

(よしもり かなこ 信州大学教育学部)